

## 随意契約の結果の公表

## 健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
電子顕微鏡保守点検業務委託	H29.4.1	小西医療器株式会社 松江市平成町182-32	1,026,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	電子顕微鏡は複雑かつ精密な機器であり、技術的にも、部品の供給においても、製造業者以外の保守点検は困難である。島根県における唯一の代理店である事業者と契約を締結する。	
感染症検査機器定期保守業務委託	H29.4.1	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島13-34	1,367,820	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該機器は、病原体遺伝子を迅速に検出できる極めて高度な技術を擁する機器であり、製造メーカーの代理店でなければ保守点検ができない。また、故障時に迅速な対応が必要であり、松江市近郊で技術者を確保できるメーカー特約代理店と契約を締結する。	
民生児童委員研修事業委託	H29.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	6,020,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は民生児童委員の資質向上を図るための研修を行うものであるが、契約相手先は県内の民生児童委員が加入し、会員の資質向上に努めており、本事業が目的とする最も効果的な研修の実施が可能である。	
島根県福祉人材センター運営事業委託契約	H29.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	103,206,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託	H29.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 鬼頭誠司 東京都大田区蒲田5-37-1	2,656,800	第167条の2第1項第2号	医療政策課	同社は平成26年度に本システムを開発した者であり、照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため。	
平成29年度訪問看護に関する研修実施業務委託	H29.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,400,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
島根県医療勤務環境改善支援センター医業分野アドバイザー業務	H29.4.1	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 会長 常山正雄 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5階	2,969,136	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 平成29年3月時点で、当該アドバイザー業務の支援を全都道府県で行っており、島根県においても平成27年度に4病院、28年度に3病院でコンサルティングを行った実績がある。 これらの病院に対して、継続的に支援を行う観点からも、当該協会へ業務を委託することが適当と考える。	
平成29年度島根県ナースセンター事業	H29.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	15,253,920	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
平成29年度県立松江高等看護学院管理運営委託	H29.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 野津立秋 松江市西嫁島2丁目2番23号	126,278,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療ニーズや県民の多様なニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せることのできる団体は、当該法人以外にはないものとする。	
平成29年度島根県認定看護師教育課程運営事業	H29.4.1	公立大学法人島根県立大学 理事長 清原正義 浜田市野原町2433-2	15,233,620	第167条の2第1項第2号	医療政策課	島根県立大学では、平成25年10月にしまね看護交流センター(出雲キャンパス内)を設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。同センターでは医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した、安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援しており、こうした取り組みは本事業の目的に合致している。 また、認定看護師教育課程の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会の認定を受ける必要があるが、認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行うことのできる体制が整っているのは、現状県内では島根県立大学のみであり、平成27年度に教育機関としての認定を受けている。	
平成29年度移植医療普及啓発事業委託契約	H29.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 出雲市塩冶町223番地7	19,896,941	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあっせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③臓器移植に関する普及啓発や関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
広域災害救急医療情報システム業務	H29.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 岩本 敏男 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,184,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	災害時の病院被災情報を収集・発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。	
平成29年度安定ヨウ素剤配布管理システム運用支援等業務	H29.4.1	富士通株式会社 山陰支社 山陰支社 支社長 竹岡ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号	1,098,966	第167条の2第1項第6号	医療政策課	同社は、「安定ヨウ素剤配布管理システム」(以下、「システム」という。)を開発した者であるが、本委託業務は、システムのサーバー・クライアントへの適用及び運用テスト並びに説明会時にシステムを利用する職員のサポートを行うことを主としているため、システムを開発した会社に委託することが、効率的かつ経費の面でも有利であると判断し、地方自治法施行令による「競争入札に付することが不利」と認められるため。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談業務	H29.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	34,560,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	①本業務は、原子力防災に用いる安定ヨウ素剤に関する医学的な問合せ電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積に加え、原子力防災及び安定ヨウ素剤に関する知識について専門性が求められる。 ②このため、委託業務仕様書では、「相談員は、別途指定する専門機関が実施する相談者研修を受講した者であること」とし、相談内容に応じた回答・助言は「専門機関が実施する相談研修の内容等の趣旨に沿った回答・助言であること。」としている。 ③当該事業者は、本件が指定する専門機関である放射線医学総合研究所が実施する相談研修を受講した唯一の事業者である。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業支援業務	H29.4.3	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 イノベーションセンター長 内堀幸夫 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号	5,231,491	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、昭和32年に国立研究所として設立され、平成13年に独立行政法人として発足し、平成27年に現在の国立研究開発法人放射線医学総合研究所へと名称変更、ついで平成28年度に日本原子力研究開発機構の一部を移管統合するとともに現在の名称と変更したものであり、量子科学技術に関する研究開発や放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを設立目的としている。 ○特に、本法人の内部組織である放射線医学総合研究所は我が国の原子力防災体制において原子力災害医療機関の中核と位置づけられ、高度被ばく医療支援センターの指定を受けている。 ○また、同法人は「放射線被ばくの健康相談窓口」を設置するなどの実績があり、業務遂行能力を有している法人である。 ○本事業を実施する目的は、安定ヨウ素剤電話相談に寄せられる住民等からの相談・問合せに対し、より高度な医学的知見或いは放射線に関する専門的知見に基づく適切な回答を行うことを目的としている。このような目的を達成し、相談事業の適切な運営を行うためには、同法人の有する専門的知識、相談対応にあたる専門的知識を有する人材、電話相談への対応ノウハウ等が欠かせず、同法人は本事業を委託可能な唯一の団体である。	
平成29年度県立石見高等看護学院管理運営業務	H29.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 狩野卓夫 益田市遠田町1917番地2	206,776,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にない。	
平成29年度新人看護職員研修事業	H29.4.1	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	5,601,500	第167条の2第1項第2号	医療政策課		
島根県小児救急電話相談( #8000)業務委託契約	H29.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	8,910,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積や医療に関する知識の両方が求められる中、当該事業者は、小児科医師のバックアップ体制が常時とられているとともに、事業検討委員会において、事業実績も評価されているため。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	H29.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 北川 昭 愛知県西春日郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,942,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
保健医療福祉制度等広報啓発業務	H29.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 小村明弘 松江市袖師町1番31号	10,330,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。	
Mユニット精神科診療業務委託	H29.4.1	社会医療法人清和会 西川病院 浜田市港町293-2	単価契約	第167条の2第1項第2号	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	浜田圏域で唯一の精神科単科病院であり、他に委託可能な医療機関が無いため。	単価契約 執行予定金額:2,826,000円
検体検査業務委託	H29.4.1	株式会社福山臨床検査センター三次支所 広島県三次市南畑敷町818-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	刑務所内の診療所であり、臨床検査技師が配置されていないことから、特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他に無いため。	単価契約 執行予定金額:5,755,492円
平成29年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託	H29.4.1	株式会社メディカル・プリンシプル社 東京都千代田区内幸町1-3-2	1,987,200	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成29年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技実施要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成29年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	H29.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 井川幹夫 出雲市塩治町89番地1	77,445,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
平成29年度島根大学医学部附属病院卒後教育環境等整備事業	H29.4.1	国立大学法人島根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	27,937,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	専門研修プログラムの基幹病院となるためには、適切な指導医の数、症例数、研修体制等が必要となるが、すべての診療科でこれらの水準を満たし、事業目的を遂行できるのは島根大学以外にないため。	
先天性代謝異常等検査委託業務	H29.4.1	国立大学法人島根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060	2,877	第167条の2第1項第2号	健康推進課	島根大学は島根県内で唯一新生児スクリーニング検査が可能な機関である。 新生児スクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命に関わる場合もあるため、より迅速な検査体制を確保する必要があり、すべての検査を県内で一括して行える島根大学に委託するのが望ましいため。	単価契約 予定調達総額 17,420,235円
島根県難病相談・支援センター事業及び専門相談事業委託	H29.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢卓嗣 出雲市塩治町223番地7	11,734,200	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業の実施には、難病相談・指導及び支援の能力と実績があることが求められる。 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病医療拠点病院でもある島根大学医学部附属病院と連携し、難治性疾患の研究を行った実績があり、所内に窓口を設け相談業務を実施している県内で唯一の機関であるため。	
島根県難病医療提供体制整備事業委託	H29.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢卓嗣 出雲市塩治町223番地7	4,465,800	第167条の2第1項第2号	健康推進課	この事業は、難病医療コーディネーターを配置し、難病医療に関する関係機関の連絡調整や重症難病患者の入退院の調整等を行う事業であり、難病医療に関するノウハウや医療機関とのネットワークを有している機関への委託が必要である。 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、昭和50年の島根医科大学(現在の島根大学)の開学を契機として設立されており、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病医療拠点病院である島根大学をはじめとする県内外の医療機関との連携を通じて、難治性疾患に関する調査研究や技術研修、難病相談等を実施してきており、この条件を満たしていると認められるため。	
不妊専門相談センター事業委託	H29.4.1	島根県立中央病院 病院長 小阪真二 出雲市姫原四丁目1番地1	2,053,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業は、内容が行政の事務を補完する性格のものであり、専門的知識を必要とするものである。県立中央病院は、不妊症認定看護師の他、不妊カウンセラー講習会を受講した助産師による電話相談を常時受けることができるとともに、不妊治療実施医師及び産婦人科医師によるバックアップ体制があり、不妊専門相談を委託できる唯一の機関であるため。	
援護システムの運用支援に係る委託契約	H29.4.1	三菱電機株式会社 官公システム部長 大日方潤 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,109,376	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
介護給付適正化業務委託	H29.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 理事長 松江市学園1丁目7-14	3,297,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う島根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
介護保険指定事業者管理システム運用支援業務委託	H29.4.1	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 松江市乃木福富町735-211	2,775,600	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本システム導入時、一般競争入札により契約者が決定となった。以降、複数回にわたる介護保険の制度改正により、大幅な仕様変更を要したためシステムが複雑化しており、入力作業、管理等システム設計と切り離せないことから、システムを構築した業者でしか行えないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
しまね認知症疾患医療センター運営事業委託	H29.4.1	国立大学法人島根大学 学長 松江市西川津町1060	8,074,000	第167条の2第1項第2	高齢者福祉課	島根大学医学部附属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年10月1日付けで認知症疾患医療センター(基幹型)の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	事業委託先： 島根大学医学部附属病院
しまね認知症コールセンター事業委託	H29.4.1	公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部 代表世話人 出雲市今市町1213	1,800,000	第167条の2第1項第2	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。 委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
平成29年度島根県中高齢者等への入門的研修事業業務委託	H29.4.24	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 会長 松江市東津田町1741-3	5,872,000	第167条の2第1項第2	高齢者福祉課	事業実施可能な唯一の団体であるため。 (社会福祉法第93条による県下ひとつの福祉人材センターに設定されている。)	
認知症疾患医療センター運営事業委託	H29.4.1	社会医療法人昌林会 理事長 安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年9月8日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先： 安来第一病院
認知症疾患医療センター運営事業委託	H29.4.1	社会医療法人正光会 理事長 益田市高津町四丁目24-10	3,621,000	第167条の2第1項第2	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年9月8日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先： 松ヶ丘病院
平成29年度母子・父子福祉センター管理運営業務委託	H29.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	6,596,000	第167条の2第1項第2	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えており、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。	
平成29年度島根県ステップハウス提供事業業務委託	H29.4.1	非公表	2,056,000	第167条の2第1項第2	青少年家庭課	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次の被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。	
島根県ひとり親家庭学習支援ボランティア事業委託業務	H29.4.5	株式会社トライグループ 大阪府吹田市江の木町1番3号	5,629,458	第167条の2第1項第2	青少年家庭課	平成29年3月13日に開催した島根県ひとり親家庭学習支援ボランティア事業委託業務提案競技審査委員会において決定したため。	
平成29年度農業等の連携による自立支援モデル事業業務委託	H29.4.1	松江市 松江市末次町86番地	3,659,000	第167条の2第1項第2	青少年家庭課	本事業は、実施要綱に基づき、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、松江市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県内で最も多いことから、設置者の松江市に本事業を委託することが適当であるため。	
平成29年度農業等の連携による自立支援モデル事業業務委託	H29.4.1	益田市 益田市常磐町1番1号	4,713,120	第167条の2第1項第2	青少年家庭課	本事業は、実施要綱に基づき、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、益田市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県西部で最も多いことから、設置者の益田市に本事業を委託することが適当であるため。	
島根県障がい者スポーツ振興事業委託	H29.4.1	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741-3	42,085,643	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県障がい者スポーツ振興事業は、県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、選手の強化育成を行う事業であり、この事業の実施にあたっては、県内の障がい者・障がい者団体・教育機関・スポーツ団体等と密接な連携が必要である。 島根県障害者スポーツ協会は、これらの関係機関等で組織する「評議委員会」を設置するなど、その連携体制が整備されている県内における中核的な団体であり、この団体に本事業を委託することが適当であるため。	
あいサポート運動推進事業委託	H29.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,408,372	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	あいサポートメッセージャーを養成するための研修会を実施し、メッセージャーの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	社会医療法人昌林会安来第一病院 安来市安来町889番地1	1,091,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	医療法人青葉会松江青葉病院 松江市上乃木五丁目1番地8号	1,153,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	鳥根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	21,895,560	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	1,488,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	鳥根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	1,512,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	医療法人恵和会石東病院 大田市大田町大田1860番地3	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度精神科救急医療業務委託	H29.4.1	医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番10号	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成29年度措置入院患者移送業務委託	H29.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	1,200,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	措置入院患者の移送は全県域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全県域において営業していることが必要であり、対象企業が県内においては1社しかないため。	
平成29年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	H29.4.1	社会福祉法人鳥根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	2,400,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法	
平成29年度鳥根県障がい者虐待対策虐待防止・権利擁護研修事業委託	H29.4.1	一般社団法人鳥根県社会福祉士会 松江市東津田町1741-3	1,660,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	研修事業については、企画立案から研修講師に至るまで、社会福祉士の専門的見地からの関わりが不可欠となっており、全県をカバーすることのできる当該法人が事業目的を達成することができる唯一の団体である。	
平成29年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H29.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	13,697,750	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	さざなみ学園は、鳥根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
平成29年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H29.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	12,689,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	こくぶ学園は、鳥根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
平成29年度鳥根県障がい児等療育支援事業委託	H29.4.1	社会福祉法人鳥根整肢学園 江津市渡津町1927	3,953,150	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する松江整肢学園は、松江圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成29年度鳥根県障がい児等療育支援事業委託	H29.4.1	社会福祉法人鳥根整肢学園 江津市渡津町1927	4,074,100	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する鳥根整肢学園は、浜田圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成29年度鳥根県障がい児等療育支援事業委託	H29.4.1	出雲医療生活協同組合 出雲市塩冶町1536-1	1,293,630	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する児童発達支援センターわかこは、出雲圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
子どもの心の診療ネットワーク事業委託	H29.4.1	鳥根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	8,923,320	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は、児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び専門外来を設置するなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内では拠点病院として活動できる医療機関は、他にはないため。	
強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人 鳥根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	6,516,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	鳥根県社会福祉事業団の運営する障害者支援施設光風園は、県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取り組み実績をあげているところであり、強度行動障がいという極めて特異な障がい様態を考慮すると、当法人以外では事業の目的を達成することが不可能なため、当法人に委託することが適当であるため。	
鳥根県発達障害者支援センター(東部発達障害者支援センター)運営事業委託	H29.4.1	社会福祉法人 親和会 出雲市神西沖町2476番地1	30,600,006	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援センターは、発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱等に基づき、審査の上指定しており、当該センターを運営する法人は、この事業の実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
鳥根県発達障害者支援センター(西部発達障害者支援センター)運営事業委託	H29.4.1	社会福祉法人 いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	34,201,486	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援センターは、発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱等に基づき、審査の上指定しており、当該センターを運営する法人は、この事業の実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成29年度島根県障害者社会参加推進センター運営業務及び島根県地域生活支援事業業務	H29.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741番地3	41,312,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該機関は、国の要綱に基づき設置されたものであり、障がい者の総合的な社会参加の推進を図ることのできる県内唯一の機関であり、県地域生活支援事業を関連団体と連携を取って実施できる唯一の機関であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人桑友 松江市天神町93番地	8,203,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市木次町下熊谷1259番地1	7,903,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	10,791,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	8,203,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	10,191,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 益田市高津三丁目23番地1号	10,191,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H29.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町の津四309番地1	4,189,426	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労事業振興センター業務委託	H29.4.1	特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田町1741番地3	35,881,876	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターは、平成22年度に設置された島根県障がい者就労事業振興協議会が発展したNPO法人であり、スタッフはこれまで就労事業振興センター業務を受託してきた社会福祉法人からの転籍など障がい者の就労支援に関するノウハウの蓄積があり、高い事業効果が見込まれるため。	
高次脳機能障がい者支援コーディネーター業務委託	H29.4.1	医療法人エスポータル出雲クリニック 出雲市小山町361-2	2,586,000	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	選定法人は、平成18年度に先駆的取組事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度からは圏域相談支援拠点業務を受託実施している。また、医療機関として、高次脳機能障がい者を専門とした外来・デイケアも開設している。 さらに、平成21年度から当委託業務を年間契約した支援コーディネーターが職員として所属し、研修会や施設への指導等を行うなど十分な実績を有しており、家族支援活動へのアドバイザー参加、個別ケースの相談支援など、本県において、当該事業を熟知し遂行できる施設は選定法人に限られるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市三刀屋町古城42-2	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	医療法人エスポータル出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人はびね福祉会 益田市横田町2087-1	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H29.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町の津四309-1	1,207,990	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において実施要綱第4条に規定する要件を備える既存施設が他にないため。	
平成29年度生の楽習講座事業(県)	H29.4.14	一般社団法人島根県助産師会 出雲市湖陵町二部1644-1	1,560,600	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	島根県助産師会は平成14年から県内の幼児、児童、生徒、学生、保護者等を対象に助産師による出前講座を実施している。また、県の「生の楽習講座」についても平成26年度からの継続事業であり、本事業を委託できるのは一者のみである。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成29年度生の楽習講座事業	H29.4.14	一般社団法人島根県助産師会 出雲市湖陵町二部1644-2	6,121,137	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	島根県助産師会は平成14年から県内の幼児、児童、生徒、学生、保護者等を対象に助産師による出前講座を実施している。また、県の「生の楽習講座」についても平成26年度からの継続事業であり、本事業を委託できるのは一者のみである。	
平成29年度しまね縁結び市町村事業活性化業務	H29.4.1	一般社団法人しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8-3	6,480,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応するため、結婚を望む男女の結婚に向けた活動を支援する(一社)しまね縁結びサポートセンターをH28年4月1日に設置。本事業を実施できるのは一者のみである。	
平成29年度企業の結婚支援業務	H29.4.1	一般社団法人しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8-3	2,238,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応するため、結婚を望む男女の結婚に向けた活動を支援する(一社)しまね縁結びサポートセンターをH28年4月1日に設置。本事業を実施できるのは一者のみである。	
平成29年度結婚支援強化業務	H29.4.1	一般社団法人しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8-3	19,953,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応するため、結婚を望む男女の結婚に向けた活動を支援する(一社)しまね縁結びサポートセンターをH28年4月1日に設置。本事業を実施できるのは一者のみである。	
平成29年度島根県子育て支援研修	H29.4.1	株式会社ニチャイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	5,743,999	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	平成29年3月28日に開催した平成29年度島根県子育て支援員研修に係る委託業務提案競技審査委員会において決定したため。	
平成29年度島根県放課後児童支援員認定資格研修事業の実施に係る業務の委託	H29.4.18	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	4,480,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	本研修は国家資格に準ずる資格とされており、国の定めたガイドラインや通知等、国の指導に則った形式で実施することとされている。その中において本研修は域内における人材育成に寄与することも想定しており、県内講師の活用や委託先については、趣旨を踏まえて選定することとされている。島根県社会福祉協議会は、県内の人材について多岐に亘る経験を有しており、研修も適切に実施しつつ県内講師の養成を併せて行うことができる県内唯一の団体であるため。	
島根県保育士・保育所支援センター設置・運営業務	H29.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741番地3	12,676,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
島根県新卒保育士確保支援業務	H29.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741番地3	2,167,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
平成29年度食品衛生法に基づく収去検査業務	H29.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原町1丁目4-6	9,486,180	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に行う検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
平成29年度食肉中の残留動物用医薬品検査業務	H29.4.17	株式会社エフイーエーシー 出雲市湖陵町板津1	2,203,200	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記会社は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っており、同法第26条第3項による国の命令検査等多くの実績がある。左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から10数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。県内には収去検査業務の委託先であるもう1つの登録検査機関が存在するが、危機管理の上で複数の登録検査機関に委託できる体制が必要であることに加え、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、これまで発注を行わなかった県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
平成29年度献血推進員設置事業委託	H29.4.1	日本赤十字社島根県支部 松江市内中原町40	3,926,880	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務は、移動採血車の配車計画に基づく各配車地域の企業・団体への協力依頼、血液不足時の緊急な献血要請などを行うものであり、血液センターの組織連絡体制、移動採血車の稼働状況、血液の在庫状況等の常時周知把握を行うなど、血液センターの業務と密接不可分な関係にあるため、血液センターを設置している日本赤十字社島根県支部以外にない。	